

山形県文化推進基本計画 (仮称)

(案)

平成 3 1 年 1 月 3 0 日現在

山 形 県

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	1
4	対象とする文化の範囲	1
第2章	文化をめぐる状況	2
1	文化をめぐる社会情勢	2
2	山形県の状況	3
3	これまでの山形県の取組	4
第3章	基本目標と方向性	5
1	基本目標	5
2	基本的な方向性（基本的施策・目指す姿）	5
3	施策の体系	6
第4章	施策の展開	6
1	文化の振興等	6
(1)	芸術・生活文化等の振興	7
(2)	伝統芸能等の継承及び発展	7
(3)	特色ある文化の継承及び発展	8
(4)	文化財等の保存及び活用	8
(5)	デザインの保存及び活用	9
2	文化に親しむ環境づくり	9
(1)	県民の文化に親しむ機会の充実	10
(2)	文化施設の充実及び活用促進	10
(3)	事業者による文化活動等の促進	11
(4)	文化情報の収集及び提供・発信	11
3	文化をはぐくむ人づくり	12
(1)	県民の文化発信力の向上	13
(2)	子どもの創造性等の育成	13

(3) 高齢者及び障がい者の文化活動の促進	14
(4) 文化の担い手の育成及び確保	14
(5) 顕彰	15
4 文化を活用した社会づくり	15
(1) 文化の活用による地域活性化	16
(2) 文化の活用による経済の活性化	17
(3) 文化の活用による観光振興	17
(4) 文化に関する情報発信及び交流の推進	18
第5章 推進体制	18
1 関係機関との連携	18
2 進行管理	20
〈参考〉 進捗状況を把握するための参考指標について	20

〈参考資料〉

山形県文化基本条例

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

県では、平成28年3月に「山形県文化振興プラン」を策定し、「文化で紡ぐふるさと山形 輝く未来」を基本目標として、県民誰もが文化芸術に親しむ環境づくりや、山形の文化を活かした人づくりなど各種施策を推進してきました。

この間、本県においては、出羽三山、山寺と紅花等4件の日本遺産認定、新庄まつり、遊佐の小正月行事のユネスコ無形文化遺産登録など、本県の特色ある文化が国内外で改めて高く評価され、また、平成31年度には、文化・芸術活動の拠点となり、文化と産業の連携を活かした本県の強みや魅力を発信し、交流人口を拡大する機能を備えた複合文化施設「山形県総合文化芸術館」の開館を予定しています。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を、本県の特色ある文化の魅力を国内外に積極的に発信していく好機と捉え、平成30年3月に、心豊かな県民生活と活力ある地域社会の実現並びに経済の活性化に寄与することを目的として、山形県文化基本条例（以下「条例」という。）を制定しました。

この「山形県文化推進基本計画(仮称)」(以下「計画」という。)は、条例第9条の規定に基づき策定するもので、文化の推進に係る基本的施策などを明示することにより、本県の文化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

2 計画の位置付け

本計画は、文化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化に関する施策に係る基本的な計画を定めるものとした条例第9条に基づくものです。

また、文化芸術基本法第7条の2に定める地方文化芸術推進基本計画としても位置付けます。

3 計画の期間

平成31年度(2019年度)から平成35年度(2023年度)までの5年間とします。

4 対象とする文化の範囲

本計画が対象とする文化の範囲は、山形県文化基本条例の規定に基づく次に掲げる分野とします。

◇芸術 文学、音楽、美術、書道、写真、演劇、舞踊、メディア芸術(映

- 画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術)、その他の芸術
- ◇生活文化 華道、茶道、その他生活に係る文化
 - ◇国民娯楽 囲碁、将棋等
 - ◇芸能 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
 - ◇伝統芸能等 伝統芸能（雅楽、能楽、歌舞伎その他の伝統芸能）
年中行事、民俗芸能、その他の地域の伝承文化
 - ◇特色ある文化 精神文化、舟運文化、伝統工芸、地域の食文化
その他の本県の特色ある文化
 - ◇文化財等 有形文化財、無形文化財、その保存技術
 - ◇デザイン 服飾、家具、工芸品、建築その他の物件がもつ文化的価値が高い
デザイン
- ※ 例示されていないものを対象外とするものではありません。また、新たに創造されるジャンルについても対象とするものです。

第2章 文化をめぐる状況

1 文化をめぐる社会情勢

交通や情報通信技術の急速な進展により社会のグローバル化が進み、様々な文化的背景を持った人々の国境を越えた相互交流が活発化している中、ユネスコの世界文化遺産に代表されるように、人類が共通する普遍的価値を求める動きが大きくなっています。

アニメーション、マンガ、ゲームなどのメディア芸術は、言葉や言語習慣が異なる人々の間をつなぎ、相互に理解することが可能となる共通のコミュニケーションツールとしての役割を担うとともに、海外から高く評価され、我が国に対する理解や関心を高めています。

一方で、民俗芸能、民俗衣装、祭りなどの伝統的な文化や地域性豊かな食文化といった地域の自然や風土、歴史を象徴する文化が、自らのアイデンティティとして再評価されています。

人口の減少が進む中で、地方が、それぞれの特性を活かした持続的な社会を形成するため、人口減少問題の克服と地方の成長力の確保に向けた取組が政府・地方を挙げて進められています。その中で、文化の価値が改めて見直され、文化の活用による地域や経済の活性化への期待が高まっています。

政府においては、平成 29 年 6 月に「文化芸術振興基本法の一部を改正す

る法律(文化芸術基本法)」が成立し、文化芸術の振興に加え、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の分野の施策についても法の範囲と規定され、文化芸術により生み出される様々な価値を継承、発展及び創造に活用するものとされました。

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもあります。文化庁においては、地方自治体と連携して、大会以降も多様な文化芸術活動の発展や有形・無形の文化財の着実な保存・活用を目指すため、文化プログラムを日本全国で展開しています。また、各地域にある有形・無形の文化財をストーリーでつなげたものを「日本遺産」として文化庁が認定し、観光振興等を通じた地域活性化を図る取組が行われています。

2 山形県の状況

(1) 質の高い文化活動

風土や歴史に根ざし、地域の誇りとなる伝統芸能等が県内各地域で伝承されているほか、東北初のプロの交響楽団や美術館などによる質の高い芸術活動や国際的な映画祭、大学と地域の連携による特色豊かな芸術祭が行われています。

例) 県民芸術祭、山形交響楽団、山形美術館、黒川能、林家舞楽、杉沢比山新庄まつりの山車行事、遊佐の小正月行事、山形国際ドキュメンタリー映画祭、みちのおくの芸術祭山形ビエンナーレ

(2) 特色ある文化

精神文化や舟運文化、伝統工芸や地域色豊かな郷土料理、文化的価値の高いデザインなど特色ある文化が存在しています。

また、各地域で大切に守り継がれてきた有形・無形の文化財が数多く遺されています。

例) 精神文化(出羽三山信仰、草木塔、出羽百観音)
最上川舟運の文化的資産
伝統的工芸品(山形鋳物、山形仏壇、天童将棋駒、置賜紬、羽越しな布)
食文化(在来作物、郷土料理、行事食、地酒、豊かな農林水産物)
デザイン(服飾、家具、工芸品、建築物)
文化財(縄文の女神、羽黒山五重塔、文翔館、立石寺根本中堂、

上杉本洛中洛外図屏風)

(3) 地域の文化を活かした取組

2件のユネスコ無形文化遺産への登録や4件の日本遺産への認定、2市がユネスコ創造都市ネットワークへ加盟認定されるなど、本県文化が国内外から高く評価されています。また、地域に残る有形・無形の文化財を「未来に伝える山形の宝」として保存・活用する取組を推進しています。

例) ユネスコ無形文化遺産 (新庄まつりの山車行事、遊佐の小正月行事)
日本遺産 (出羽三山、北前船、サムライゆかりのシルク、山寺と紅花)
未来に伝える山形の宝
ユネスコ創造都市ネットワーク加盟都市 (鶴岡市(食文化)、山形市(映像))

3 これまでの山形県の取組

- 県民芸術祭、ふるさと芸能のつどい、山形県高等学校総合文化祭、こども郷土芸能芸術まつり、置賜こども芸術祭等の開催や山形県芸文美術館の運営支援を通し、県民が日頃の文化活動を発表し、観る人と感動を共有する機会を提供してきました。
- 県民会館、置賜文化ホール、県郷土館、県立博物館、うきたむ風土記の丘考古資料館における公演、展示の実施や、山形美術館はじめ県内の主要な博物館・美術館の企画事業への共催、山形交響楽団の演奏会事業等への支援を通し、県民が優れた文化に触れる機会の充実に取り組んできました。
- 文化財の保護を図るとともに、郷土に対する誇りと愛着を育み、地域活性化や新たな交流の拡大につなげるため、「未来に伝える山形の宝」への登録の推進や、「日本遺産」を活用した取組の推進を通じた地域の活性化、観光振興に取り組んできました。
- 障がいの有無や年齢等に関わらず文化活動に取り組める環境づくりを推進するため、「やまがた障がい者芸術活動推進センター」の設置・運営支援に取り組んできました。
- 地域において子ども達が様々な文化を体験できる総合型文化クラブの実施支援や、県内文化施設における子どもをはじめとした県民向けの文化芸術体験プログラムの実施支援を通し、子どもたちの文化に親しむ機会の充実に取り組んできました。

第3章 基本目標と方向性

1 基本目標

- 条例に基づく文化施策を総合的かつ計画的に推進するため、計画の基本目標を設定し、それらの実現のための施策を展開していきます。
- 条例の前文の趣旨を踏まえ、「県民一人ひとりが文化活動の主役であることを再認識し、県民共通の財産である文化の未来への継承、発展、創造に取り組み、その多様な可能性を人づくり、社会づくりに生かし、心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現を目指す」ことを本県の文化施策の基本目標として掲げます。

〔基本目標〕

県民一人ひとりが文化活動の主役であることを再認識し、県民共通の財産である文化の未来への継承、発展、創造に取り組み、その多様な可能性を人づくり、社会づくりに生かし、心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現を目指します。

2 基本的な方向性（基本的施策・目指す姿）

- 本計画では、基本目標の実現に向け、条例に基づく4つの基本的施策を柱とし、それぞれに「目指す姿」を設定するとともに、現状と課題を踏まえた、施策を展開していきます。

〔基本的施策〕

〔目指す姿〕

1 文化の振興等	本県の特色ある文化が県民共通の財産として、その多様性が尊重されつつ、着実に次の世代に受け継がれるとともに、新しい文化が創造され、ともに発展し続けている社会
2 文化に親しむ環境づくり	県民誰もが生涯を通じて、文化を鑑賞し、参加し、創造することができる環境が整備され、喜びや感動、心の安らぎを享受している社会
3 文化をはぐくむ人づくり	文化活動の主役である県民の自主性、創造性が尊重され、その地位の向上が図られるとともに、能力を十分に発揮している社会
4 文化を活用した社会づくり	県民が郷土の文化に誇りと愛着を持ち、国内外に文化を積極的に発信し、文化を通じた多様な交流が行われている社会

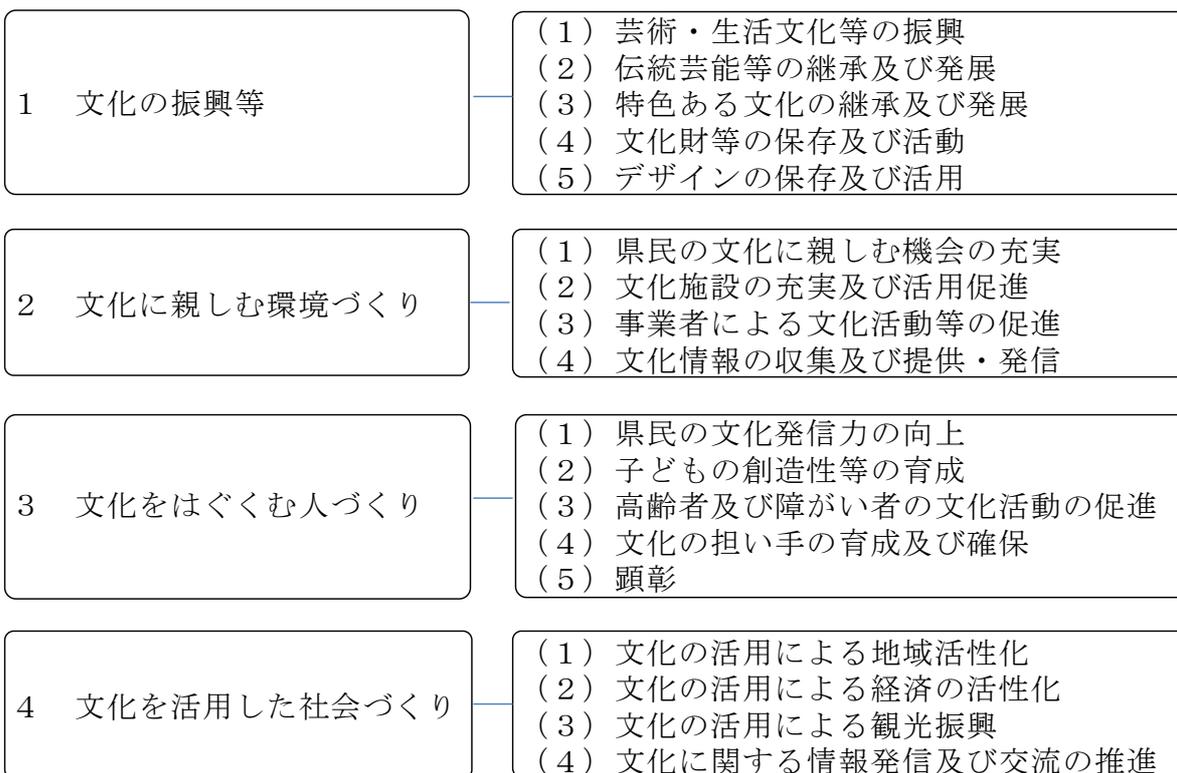
3 施策の体系

〔基本目標〕

県民一人ひとりが文化活動の主役であることを再認識し、県民共通の財産である文化の未来への継承、発展、創造に取り組み、その多様な可能性を人づくり、社会づくりに生かし、心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現を目指す。

〔基本的施策〕

〔施策の展開〕



第4章 施策の展開

1 文化の振興等

【現状】

- 全国的にも珍しいコンペティション方式の「県民芸術祭」や市町村芸術祭の開催など、県民の自発的な文化活動が活発に行われています。また、各地の文化施設においては多種多様な公演や展示が行われています。
- 地域の風土や歴史に根ざした伝統文化が県内各地で守り伝えられ、出羽三山や草木塔などの精神文化、最上川舟運文化、伝統工芸、地域色豊かな郷土料理など本県の誇る特色ある文化が国内外から注目を集めています。
- 各地域で大切に守り継がれてきた有形・無形の文化財が数多く遺されています。

- 建築物、工芸品などにおいてもデザイン性に優れ文化的価値の高いものが存在します。
- 山形市がユネスコ創造都市ネットワークに加盟するなど、メディア芸術も盛んです。
- 少子高齢化により文化の担い手が減少するとともに、文化団体の会員や伝統芸能の継承者も減少しています。
- 地域コミュニティの弱体化などにより子どもも大人も地元の伝統行事や文化に親しむ機会が減少しています。

【課題】

- ◇ 県民の自発的な文化活動をより一層促進するため、ニーズに対応した支援の充実が必要です。
- ◇ 文化活動の将来の担い手となる子どもや若者の文化活動への支援の充実が必要です。
- ◇ 地域の宝である伝統文化や特色ある文化、文化財を保存・継承し、活用する活動への支援の充実が必要です。
- ◇ メディア芸術やデザインなど新しい文化への支援の充実が必要です。

【施策の方向性】

(1) 芸術・生活文化等の振興

- 市町村、芸術文化団体等と連携し、県民の文化活動への参加意欲を醸成するとともに、県内各地の文化施設を活用した自発的な文化活動、先進的・創造的な文化活動を促進します。

〔主な取組の例〕

- ・ 県民芸術祭の開催
- ・ 大学等との連携による芸術祭や文化祭の開催促進
- ・ 文化団体等による先進的・創造的なモデル事業等への支援
- ・ 若者の文化活動、特に立ち上がり時期における活動への支援
- ・ 山形県芸文美術館の運営支援
- ・ 美術館・博物館、山形交響楽団の活動への支援

(2) 伝統芸能等の継承及び発展

- 地域住民が伝統芸能・伝承文化を保存・継承し、活用する取組を推進します。
- 子どもたちが地域において伝統芸能・伝承文化に触れる活動を充実します。
- 県民誰もが伝統芸能・伝承文化を体験し、発表する機会を充実します。

〔主な取組の例〕

- ・「ふるさと塾アーカイブス」による伝統芸能等の映像記録保存の推進、県民への情報発信
- ・民俗芸能団体のネットワークの構築
- ・子ども伝承活動ふるさと塾の実施（賛同団体の登録推進、指導者研修会の開催、団体、学校における体験・指導など）
- ・「ふるさと芸能のつどい」や「子ども伝統芸能芸術まつり」、「置賜こども芸術祭」の開催等
- ・置賜文化ホールの能舞台を活用した狂言指導、能や狂言などに親しむ「こども狂言クラブ」への支援

（３）特色ある文化の継承及び発展

- 精神文化や舟運文化、伝統工芸、食文化など本県の特色ある文化の県民及び国内外への情報発信を推進します。
- 地域住民による郷土の歴史や精神文化、食文化、伝統工芸等を学ぶ取組を促進します。
- 子どもたちに雪国の文化等を伝える活動を推進します。

〔主な取組の例〕

- ・「山形学」フォーラム・講座の開催など郷土の歴史・文化を学び、理解を深める機会のより一層の充実
- ・農林水産業や食文化への理解等につながる食育・地産地消活動の推進
- ・地元食材や郷土料理を取り入れた学校給食の実施や伝統野菜のレシピを活用した料理教室の実施、イベント等を通じたPR等による食文化への理解増進と次世代への継承
- ・本県の雪文化を伝える「雪文化マイスター」の活動への支援
- ・日本遺産魅力発信推進事業を活用した情報発信、普及啓発、人材育成等
- ・「未来に伝える山形の宝」登録制度の充実と団体への支援、ポータルサイトによる情報発信

（４）文化財等の保存及び活用

- 未指定文化財の調査・指定に向けた取組を推進するとともに、指定文化財の保存修理を推進します。
- 文化財の公開など、活用に向けた環境整備への支援を充実します。
- 有形・無形の文化財を地域で守り、活用する取組を促進します。
- 地域の特色ある文化・伝統をストーリー化して魅力を発信する日本遺産の取組

など、文化財等を地域活性化や観光振興に活用する取組を推進します。

〔主な取組の例〕

- ・未指定の文化財の調査及び指定
- ・国、県指定文化財等の適切な維持管理、計画的な保存修理への支援
- ・最上川流域の重要文化的景観の選定等への支援
- ・埋蔵文化財に関する出前授業等の実施、埋蔵文化財保護のための調査
- ・地域の観光資源となる文化財の美装化、周知促進、安全対策等の磨き上げへの重点的支援
- ・国宝土偶「縄文の女神」の活用推進
- ・「未来に伝える山形の宝」登録推進と登録団体への支援、ポータルサイトによる情報発信
- ・文化財ポータルサイト、県立博物館等による情報発信
- ・日本遺産「出羽三山」、「山寺と紅花」やユネスコ無形文化遺産「新庄まつり」等を活用した観光振興、地域活性化の取組への支援
- ・文化財をPRするグッズ制作、販売

（５）デザインの保存及び活用

- 服飾、家具、工芸品等に用いられている文化的価値が高いデザインの記録保存活動を促進します。
- デザイン性に優れた作品の国内外への情報発信の推進、地域活性化や観光振興に活用する取組の推進

〔主な取組の例〕

- ・文化的価値が高いデザインの映像記録
- ・服飾、家具、工芸品等の文化情報サイトでの情報発信、展示会等の開催支援等

２ 文化に親しむ環境づくり

【現状】

- 平成 31 年度に文化・芸術活動の拠点であり地域活性化の拠点となる山形県総合文化芸術館の開館や山形県立図書館のリニューアルオープンが予定されているほか、近年、市町村立文化施設等が相次いで開館しています。
- 県民や企業による文化活動への支援意識が高まってきています。
- 平成 29 年度県政アンケートによると、鑑賞したい公演や作品が少ない、文化

に関する情報が届かないと約4割の県民が感じており、文化に親しむ環境づくりが十分とはいえない状況です。

【課題】

- ◇ 県民が魅力を感じる公演や展示の充実や、年齢、障がい、国籍等にかかわらず文化を鑑賞・参加・創造することができる環境の整備、地域の中での文化活動を行う場の充実が必要となっています。
- ◇ 「やまがた社会貢献基金」の活用などによる企業の文化活動に対する支援を促進するほか、企業内での文化に親しむ環境づくりの促進が必要となっています。
- ◇ 県民が、県内で行われる文化公演、展示など文化に関する情報をワンストップで入手できる仕組みの充実が必要となっています。

【施策の方向性】

(1) 県民の文化に親しむ機会の充実

- 文化団体等との連携により、県民が優れた公演やコンサート、展覧会を鑑賞する機会を充実します。
- 山形県総合文化芸術館の規模や機能を活かした質の高い舞台公演や著名アーティストの公演など、県民が魅力を感じる事業を推進します。
- 地方では鑑賞する機会の少ない公演等について、市町村文化施設での開催を促進します。
- アウトリーチ活動を促進し、県民が日常で文化に触れる機会を充実します。
- 子育て中の方でも文化活動が行うことができるよう、コンサート等における託児を促進します。

〔主な取組の例〕

- ・美術館・博物館、山形交響楽団による展示会や公演、コンサートへの支援
- ・2001席の大ホールを有する山形県総合文化芸術館の規模や機能を活かした質の高い舞台公演や著名アーティストの公演など、県民が魅力を感じる事業の実施
- ・地方では鑑賞する機会の少ない公演等の市町村文化施設での開催促進
- ・美術館や博物館等でのコンサート、病院、銀行、公共施設、スポーツイベント等におけるコンサートや展覧会の開催の促進
- ・文化団体による病院や福祉施設での出前講座等の開催促進
- ・山形交響楽団のコンサートを鑑賞する機会の創出
- ・文化施設やイベント等における託児の促進

(2) 文化施設の充実及び活用促進

- 県内文化施設に関する情報の発信を充実します。
- 県立文化施設における質の高い施設・設備・サービスの提供を推進します。
- 県内の文化施設による共同企画、連携事業の実施を促進します。
- 若者や高齢者のアイデアを施設の運営や事業の企画に取り入れる仕組みの導入を促進します。
- 地域の既存の施設の文化活動での活用を促進するとともに、まちづくりと連携し、身近な地域で文化活動を行うことのできる施設を充実します。

〔主な取組の例〕

- ・山形県総合文化芸術館、置賜文化ホールにおける質の高い施設・設備・サービスの提供
- ・県立博物館、考古資料館における魅力ある企画展や講座の開催
- ・県立図書館における郷土に関する資料の展示や情報発信の充実
- ・県郷土館における所蔵品展、企画展の開催推進
- ・県内文化施設における共通テーマでの企画展など、共同企画、連携事業の実施促進
- ・県内文化施設のネットワーク等による情報交換、研修等の実施促進
- ・やまがた障がい者芸術活動推進センターの情報発信及び機能の強化
- ・文化施設での外国人に対応した表記や音声ガイド・無料Wi-Fi導入、バリアフリー化の推進

（３）事業者による文化活動等の促進

- 県民が一体となって文化の推進に取り組むため、企業による文化活動への参加と文化活動への支援を促進します。

〔主な取組の例〕

- ・企業による冠コンサートの開催促進
- ・クラウドファンディングや「やまがた社会貢献基金」などを活用した文化活動への支援の促進
- ・企業における社員の文化活動に対する支援制度の充実・促進に向けた啓発

（４）文化情報の収集及び提供・発信

- 関係機関が連携して県内の文化情報（文化施設、文化団体、伝統芸能・文化財、人、イベントなどとそれらの歴史やプロフィール）を収集し、データベース化し、発信します。
- 郷土の優れた美術品等を収蔵・保存・展示する仕組みを検討します。

〔主な取組の例〕

- ・文化団体や市町村、やまがた障がい者芸術活動推進センター等との連携による文化情報の収集・一元発信
- ・県観光情報ポータルサイトなど関連サイトにおける文化情報の発信の充実
- ・県立図書館における郷土の貴重な資料のデジタル化とホームページでの公開、企画展示・関連イベントでの情報発信
- ・「未来に伝える山形の宝」ポータルサイトによる情報発信の充実
- ・山形県総合文化芸術館におけるタイムリーな文化情報の発信

3 文化をはぐくむ人づくり

【現状】

- 小中学生を対象としたスクールコンサートの開催や、高校生を対象とした演劇教室の開催など、子ども達が文化に触れる機会が継続して創出されています。
- 少子高齢化により文化の担い手が減少するとともに、文化団体の会員も減少しています。
- 平成29年度県政アンケートによると、「山形県の文化で誇りに思い、県外にも紹介したいものは特にない」と答えた県民が約3割おり、本県の優れた文化に対する県民の理解は十分とは言えない状況です。
- 障がい者が文化活動や芸術作品を広く発表したり、県民がそれらの活動や作品に接することができる機会も十分ではありません。

【課題】

- ◇ 文化活動の主役は県民であり、山形県の文化を将来に継承し、発展させるためには、県民が文化を知り、体験し、関心や理解をより深める機会の創出が必要です。
- ◇ 幼少期から文化に親しむことは、豊かな心を育むために大切であることから、地域や学校等との連携によりさらに機会の充実を図る必要があります。
- ◇ 地域の伝統文化の伝承、住民同士の交流、高齢者の生きがいつくり、健康増進の場となるよう、子どもから高齢者までが一緒になって文化活動に参加できる環境づくりが必要となっています。
- ◇ 少子高齢化や過疎化が進み、文化活動の後継者不足が課題となっている中、高齢者は、文化を次世代へ継承するとともに、自らも担い手として生涯現役で文化活動を続けていくことが期待されます。
- ◇ 高齢者、障がい者、子育て中の保護者、外国人なども文化活動に参加できるよ

う、施設のバリアフリー化、多言語化など環境整備が必要となっています。

◇ 文化資源を観光やまちづくりなどに活用し、本県文化の一層の推進を図るためには文化に関する企画やマネジメント能力等を有する専門的な人材の育成が必要です。

◇ 地域で文化活動を行う若者の意欲を喚起し、若者の活動による地域活性化を促進するため、若者の活動を支援し、顕彰する仕組みの充実が必要です。

【施策の方向性】

（１）県民の文化発信力の向上

- 県民が郷土の歴史や文化を学び、関心や理解を深め、発信する取組を推進します。
- 県民が様々な手段や場所で山形の文化の魅力を発信する活動を促進します。

【主な取組の例】

- ・「山形学」フォーラム・講座の開催や日本遺産に関する講座の開催
- ・県立博物館等での本県文化の特徴を効果的に伝える展示、企画の実施
- ・県民が山形の魅力に気づくよう、県外から県内に移住した方や県外出身大学生等との交流機会の創出

（２）子どもの創造性等の育成

- 子どもたちが地域の文化に触れ、体験し、発表する機会の創出を促進します。
- 子どもたちと高齢者、若者が文化活動を通して交流する機会の創出を促進します。
- 子どもたちが家族や地域ぐるみで文化施設を見学する取組を促進します。

【主な取組の例】

- ・地域の伝統芸能や祭りなど、年中行事への参加、体験の促進
- ・スクールコンサートや親子で楽しめるコンサートなどの開催支援、小中高生の演劇教室の実施促進、美術館・博物館における体験型企画の実施促進
- ・子ども伝承活動ふるさと塾や総合型文化クラブモデル事業等の実施
- ・「ふるさと芸能のつどい」、「こども郷土芸能芸術まつり」、「置賜こども芸術祭」の開催等
- ・狂言師の指導による能や狂言などの日本の伝統文化に親しむ「こども狂言クラブ」への支援
- ・放課後子ども教室等の推進による、子どもたちが文化に親しむ機会の創出
- ・文化庁の文化芸術による子どもの育成事業、伝統文化親子教室事業の活用促進

- ・県立博物館における本県の文化の体験型学びの場の提供、主体的かつ探究的な学習の支援
- ・県高等学校総合文化祭の開催、全国高等学校総合文化祭への派遣による高校生による文化活動の促進

(3) 高齢者及び障がい者の文化活動の促進

- 高齢者や障がい者が気軽に参加できる鑑賞や発表の機会を創出し、文化活動を通じた高齢者の社会参加を促進します。
- 高齢者と子どもたち、若者が文化活動を通して交流する機会の創出を促進します。
- やまがた障がい者芸術活動推進センターを拠点とした障がい者の文化活動への支援を推進するとともに、障がいのある人もない人も共に文化を楽しむ機会を創出します。
- 県内文化施設のバリアフリー化の促進を通じ、県民誰もが文化活動に参加できる環境づくりを推進します。

〔主な取組の例〕

- ・山形県健康福祉祭の開催、全国健康福祉祭への派遣
- ・放課後子ども教室での高齢者による文化体験指導促進
- ・やまがた障がい者芸術活動推進センターによる情報発信、相談窓口の設置、
- ・県内各地での展示会や他県との合同作品展の開催等
- ・障がいのある人とない人が共に文化を楽しむワークショップなど、体験型講座の開催

(4) 文化の担い手の育成及び確保

- 文化団体等と連携し、担い手に指導・助言を行う仕組みを充実するとともに、活動発表機会の提供等を促進します。
- 伝統芸能・伝承文化の担い手を確保・育成する取組を促進します。
- 学校や公民館、コミュニティセンター等における地域の伝統芸能等の継承活動を促進します。
- 山形県総合文化芸術館や置賜文化ホールを活用し、文化事業の企画等を行う人材を育成します。
- 文化団体、大学、市町村等が連携した文化事業を実施し、事業の企画や運営ノウハウを有する人材を育成します。
- 文化施設やイベント等で運営や開催を支援するボランティアの育成を促進します。

- 自治体が若者の担い手を雇用し、地域への文化の普及や国内外へ情報発信を行う取組などを促進します。

〔主な取組の例〕

- ・文化団体等による若手音楽家への指導助言、公演機会の提供等
- ・自治体や文化施設における若者からの相談への対応の充実
- ・山形県生涯学習文化財団による先進的・創造的・モデル的な事業への支援
- ・子ども伝承活動ふるさと塾（賛同団体の登録推進、指導者研修会の開催、団体、学校における体験・指導など）の実施
- ・地域住民による活動団体が先進的・主体的に行う担い手確保・育成対策に対する支援
- ・地域の伝統行事等における担い手確保活動の促進
- ・山形県総合文化芸術館や置賜文化ホール等を活用した文化に関わる事業の企画等を行う人材の育成
- ・文化団体、大学、市町村等が連携した文化事業の実施を通じた人材の育成
- ・文化施設での公演補助などを行う文化ボランティアの育成促進
- ・県外の文化団体との交流事業、合同企画事業等の実施促進

（５）顕彰

- 芸術、学術等の分野で本県文化の向上に顕著な功績を挙げた県民を表彰します。
- 若者の文化活動についての顕彰を推進します。

〔主な取組の例〕

- ・齋藤茂吉文学賞、齋藤茂吉短歌文学賞の実施
- ・県内文化団体が主催するコンクール等への知事賞等の交付
- ・文化活動を通して地域活性化に取り組む若者の顕彰

４ 文化を活用した社会づくり

【現状】

- ラグビーワールドカップ日本大会や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等は、国内外から高い評価を受けている本県文化の魅力を発揮する好機です。
- 新庄まつりや遊佐の小正月行事のユネスコ無形文化遺産登録、4 件の日本遺産認定、国宝土偶「縄文の女神」の海外での展示など、本県文化は国内外から高い評価を受けています。

- 大学と地域の連携による芸術祭の開催、建物の再生、文化資源を活用したまちづくり活動などが県内各地で行われています。
- 文化には、地域への愛着や誇り、地域住民の絆を育む大切な役割がありますが、特に伝統行事などは、人口減少等により活動の継続が困難な状況になっています。

【課題】

- ◇ 文化の多様性について県民の理解を深め、県民が一体となって地域活性化を図っていく気運の醸成が必要となっています。
- ◇ 大規模イベントの開催や海外との交流機会を活用して、本県の文化を積極的に発信し、地域・経済の活性化、観光振興を図っていくことが必要です。

【施策の方向性】

(1) 文化の活用による地域活性化

- 担い手の年齢や性別、国籍、障がいの有無を越えた文化の多様性について県民が理解を深める取組を推進します。
- 伝統芸能や伝承文化、食文化を通じた都市部と周辺地域の交流を促進します。
- 映画、漫画などメディア芸術を活かした地域活性化を促進します。
- 文化施設、地域、大学等が連携した文化イベントの開催等による賑わいづくりを推進します。
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催前、終了後を通じてホストタウン自治体などの文化交流事業を促進します。
- 山形県総合文化芸術館における山形の文化・産業等の魅力発信機能を最大限に活用し、県内全域における交流人口の拡大、周辺施設等との連携による賑わいづくりを推進します。

〔主な取組の例〕

- ・ 山形県総合文化芸術館での山形の文化・産業等の魅力発信、周辺施設との連携事業等の実施
- ・ 県郷土館における周辺地区の行事やイベントとの連携による賑わいづくりの推進
- ・ 大規模改修後の県立図書館の機能を活かしたまちの賑わい創出
- ・ beyond2020 の認証を通じた山形の文化の普及・啓発
- ・ 県立高等学校における地域の伝統文化行事への理解促進
- ・ 「未来に伝える山形の宝」登録制度の推進と団体への支援
- ・ 日本遺産を活用した普及啓発、人材育成による地域活性化
- ・ 映画、漫画などメディア芸術を活かした地域活性化の促進
- ・ 文化団体による国内外での山形の文化を発信する取組への支援

(2) 文化の活用による経済の活性化

- 県内の文化施設で開催される全国・東北規模の大会や、音楽団体の県外公演等の機会を活用した本県の文化情報の発信を促進します。
- 企画展やプロモーションの実施により、伝統工芸品の情報発信を推進します。
- 東京オリ・パラ大会や関連イベント、海外プロモーション・現地商談会等における県産品・県産農産物の情報発信を推進します。
- 大学生等との連携による文化財をモチーフにした土産品など、企業の商品開発を促進します。

〔主な取組の例〕

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における山形の伝統工芸品、食等の活用の促進
- ・伝統工芸品の企画展やプロモーションの実施による情報発信の推進
- ・県内の文化施設で開催される全国・東北規模の大会や、音楽団体の県外公演等の機会を活用した本県の文化情報発信の促進
- ・県産品・県産農産物の東京オリ・パラ大会や関連イベント・海外プロモーション・現地商談会等における情報発信
- ・大学生や若手デザイナーとのコラボレーションによる商品パッケージの開発

(3) 文化の活用による観光振興

- 山形の特色ある文化資源（美術館・博物館、華道・茶道などの伝統文化、精神文化、食文化、日本遺産など）等の観光振興への活用を促進します。
- 映画やドラマのロケーション誘致などメディア芸術の活用により、観光振興を促進します。
- 文化施設共通企画展の開催や入場者割引、周辺施設及び店舗と連携したイベント・商品開発等による観光誘客を推進します。

〔主な取組の例〕

- ・地域の商工団体や大学生等との連携による地域の文化資源の磨き上げ（案内や解説の充実、周辺美化、土産品開発、情報発信等）
- ・精神文化や食文化、伝統工芸、文化財、景観など様々な山形の文化を実感できるツアーの造成促進
- ・映画、アニメーション等で取り上げられた場所や人物を活用した企画展の開催、ツアーの造成促進

- ・日本遺産「出羽三山」「山寺と紅花」等を活用した情報発信、受入環境整備等による観光振興
- ・「『やまがた景観物語』おすすめビューポイント」のような、場所にまつわる歴史や文化の物語をあわせて発信する取組の推進
- ・県内文化施設における共同企画展の開催・入場割引や、周辺施設や店舗を含めた連携イベント・商品開発等の実施促進

(4) 文化に関する情報発信及び交流の推進

- ホームページやSNS、大規模イベントなど多様な手法による国内外への情報発信を推進します。
- 県外の文化団体との交流や本県文化の魅力を国内外で発信する取組、国際的な文化・スポーツイベントの県内開催を促進します。
- 国内外の団体が県内で行う文化合宿の促進等により、県民の文化交流を推進します。
- 美術品や文化財の多言語での紹介等による外国人の理解促進と観光誘客を推進します。

〔主な取組の例〕

- ・子どもたちから若者、高齢者までが参加して行う情報発信の促進
- ・日本遺産「出羽三山」「山寺と紅花」等を活用した国内外への情報発信
- ・ユネスコ無形文化遺産等の保護と海外への情報発信
- ・国内外における伝統工芸、食文化の発信と農産物、加工食品等のPRの実施
- ・国民文化祭参加団体への支援
- ・国内外で公演等を行う文化団体への支援
- ・県内で開催される文化交流イベントや文化合宿への支援
- ・美術品や文化財の多言語解説作成への支援

第5章 推進体制

1 関係機関等との連携

本県の文化を推進していくためには、文化活動の主体である県民、文化団体、文化関連施設、企業、教育機関、県・市町村などの行政機関が、それぞれの立場に応じて連携・協働しながら取り組んでいく必要があります。

各主体に期待されることは次のとおりです。

(1) 県民

県民は文化活動の主役であり、本県文化に関する理解や関心を深めるとともに、自主的、主体的に文化鑑賞や文化活動への参加、創作活動などを行うことにより文化の推進に積極的な役割を果たすことが求められています。

(2) 文化団体等

文化団体等は、活動の実践による知識や経験を活かし、文化の各分野を牽引するとともに、担い手の育成等や地域文化の継承、発展等、文化の推進に積極的な役割を果たすことが求められています。

(3) 教育機関

幼稚園や小・中・高等学校等においては、子どもたちの豊かな感性や創造性を育むため、学校教育や課外活動等を活用し、県民や文化団体等と連携して、文化に関する体験学習や鑑賞の機会の創出に努めることが求められています。また、大学等の高等教育機関においては、地域文化の振興に必要な調査研究等や芸術家等の養成等を行うことにより、地域文化の継承、発展等文化の推進に積極的な役割を果たすことが求められています。

(4) 事業者

事業者が文化についての理解と関心を深め、事業活用や社会貢献活動として、地域の文化活動へ自らが参画したり、地域の文化活動への支援等を通じて、地域文化の推進に積極的な役割を果たすことが求められています。

(5) 県

県は、文化推進基本計画を策定し、施策の展開方向を示すとともに、様々な主体と連携しながら、本県の文化施策を総合的に推進します。計画の推進にあたっては、文化資源の他分野への活用や、産業、観光、福祉、教育などの関連分野の施策との連携を図ります。

また、市町村と必要な連携を図り、市町村が、住民が文化鑑賞や文化活動できる機会の提供、伝統文化や文化財の保護、継承等地域の特性に応じた文化施策を自主的かつ主体的に策定し、実施するために、必要な助言などの協力を行います。

(6) (公財)山形県生涯学習文化財団

(公財)山形県生涯学習文化財団は、県内の文化振興の中核的役割を担い、文化に関する事業の企画やコーディネート、創造性豊かな文化活動への支援など、県民が優れた文化に触れ、参加する機会の創出を行うとともに、アウトリーチ活動など県内全域における事業を実施する役割が求められています。

2 進行管理

毎年度、計画に掲げる施策の取組状況や進捗状況を把握し、進行管理と評価を行い、有識者で構成する山形県文化推進委員会へ報告し、次年度以降の施策展開に向けた検討を行っていきます。

<参考> 進捗状況を把握するための参考指標について

指標で評価する項目 (基本的施策)	指標名	現状値	
		(実績年度)	実績値
文化の振興等	県内主要美術館・博物館等の入場者数	2017	369,355(人)
	県民芸術祭参加事業数	2017	162(事業)
	「ふるさと塾」の活動に賛同して伝承活動をする団体数	2017	累計304団体
	「未来へ伝える山形の宝」登録市町村数	2017	23(市町村)
	やまがた雪文化マイスターの認定件数	2017	21(件) (3/31現在)
文化に親しむ環境づくり	県内主要美術館・博物館等の入場者数	2017	369,355(人)
	県立文化施設等稼働率(山形県郷土館「文翔館」)	2017	(ギャラリー)51.0(%) (ホール)63.4(%)
	県立文化施設等稼働率(県民会館(総合文化芸術館))	2017	(ホール)62.2(%)
	県立文化施設等稼働率(置賜文化ホール)	2017	(ホール)55.9(%)
	県立文化施設等稼働率(芸文美術館)	2017	(ギャラリー)83.9(%)
	公益財団法人山形県生涯学習文化財団がHPで提供する「講座・イベント」「総合情報サイト」へのアクセス数	2017	累計11,651(件) (3/31現在)
文化をはぐくむ人づくり	「ふるさと塾」の活動に賛同して伝承活動をする団体数【再掲】	2017	累計304(団体)
文化を活用した社会づくり	ホストタウン登録国との交流会等への参加者数	2017	累計8,500(人)
	「未来へ伝える山形の宝」登録市町村数【再掲】	2017	23(市町村)
	beyond2020プログラム認証件数	2017	175(件) (3/31現在)
	文化分野を活用分野とするNPO法人数	2017	71(法人) (3/31現在)

〈参考資料〉

山形県文化基本条例

○山形県文化基本条例

平成30年3月20日山形県条例第35号

山形県文化基本条例をここに公布する。

山形県文化基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第11条）

第2章 文化に関する基本的施策

第1節 文化の振興等（第12条—第17条）

第2節 文化に親しむ環境づくり（第18条—第21条）

第3節 文化をはぐくむ人づくり（第22条—第26条）

第4節 文化を活用した社会づくり（第27条—第30条）

附則

私たちの郷土、山形県は、秀麗な山々が県境を守り、最上川が悠揚として県土を貫き、日本海へ流れる。日本百名山中の六座を擁し、四季が鮮やかに移ろう中、山々に降り注ぐ慈雨は沢となり、滝となり、川となり、森を抜け、野を走る。降り積もる雪は、幾星霜を経て数多（あまた）の湧水となり、悠久の古（いにしえ）から人々の暮らしを潤してきた。

郷土が生んだ日本最高峰とも称せられる歌人齋藤茂吉は、故郷を讃え、誇らしく詠み上げた。

陸奥（みちのく）をふたわけざまに聳（そび）えたまふ蔵王の山の雲の中に立つ

みちのくの出羽（いでは）のくにに三山（みつやま）はふるさとの山恋（こほ）しくもあるか

最上川の上空にして残れるはいまだうつくしき虹の断片

私たちは、古来、山や川、草木などの自然を崇（あが）め自然と共に生きてきた。自然への畏敬や感謝の心は、出羽三山への信仰や草木塔の造立など精神性豊かな文化を創り上げてきた。国宝土偶「縄文の女神」は、縄文の時代にもそのような精神文化が存在したことを示す貴重な証（あかし）である。

江戸時代には、最上川舟運により、出羽山形の逸品たる紅花や青苧（そ）、米が運ばれ、帰り船で雛（ひな）人形など上方の文物が伝えられ、最上川は様々な文化資産を県内各地にもたらした。また、本県には、黒川能などの無形文化財や県郷土館「文翔館」などの有形文化財が数多く遺（のこ）され、地域の宝として大切に守り継がれている。匠（たくみ）が熟達の技により受け継いできた伝統工芸や地域に伝わる郷土料理、伝統野菜などの豊かな食文化も本県が誇る文化である。そして、形あるものには空間を彩るデザインすなわち意匠が施され、文化の一翼を担っている。

このように多彩な文化がはぐくまれてきた自然や風土のもと、本県では、歌人や作家、思想家、画家など日本を代表する文化人が輩出し、県内外の文化の発展に寄与してきた。

さらに、東北初のプロの交響楽団や美術館などによる質の高い芸術活動のほか、国際的な映

画祭や特色豊かな芸術祭など新たな取組にも国内外から注目が集まるようになり、本県の文化は多様な広がりを見せている。今後は、伝統的文化の現代社会における意義を確立するとともに、新しい文化の創造への挑戦を認容し、伝統と新たなるものの融合を図りつつ、共に発展し続けることが肝要である。

文化は、人々に喜びや感動、心の安らぎをもたらし、人々の感性や創造する力を培い、人々が互いに理解し、尊重し合うための社会の礎である。また、地域に存する文化を知ることは、地域への誇りや愛着をはぐくみ、生きる力となる。

人口減少の克服に向けた地方創生の取組が進められる中、地域の絆（きずな）や自然と人との絆を見つめ直すものとして文化が再評価され始めており、生涯活躍を支える健康と生きがいづくり、観光振興による地域や経済の活性化など様々な分野においても、文化がその役割を果たすことが一層期待されている。

本県における日本遺産認定やユネスコ無形文化遺産登録、東京オリンピック・パラリンピック競技大会など、交流人口の拡大に向けた機運が高まる中、本県の文化活動の拠点となる山形県総合文化芸術館の開館を契機に、県民一人ひとりが文化活動の主役であることを再認識し、文化に関わる多様な主体が思いを一つにして、本県文化の推進に取り組まなければならない。

ここに、私たちは、先人が弛（たゆ）むことなく連綿と紡いできた県民共通の財産である本県の文化を未来へ継承すること、及びその多様な可能性を人づくり、社会づくりに生かし、文化のより一層の発展と創造を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化の推進（文化を保護し、継承し、振興し、発展させ、又は創造することをいう。以下同じ。）に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、文化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現並びに経済の活性化に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 文化の推進に当たっては、県民が文化に関する活動（以下「文化活動」という。）の主体であるという認識の下、県民の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化の推進に当たっては、文化活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化の推進に当たっては、文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、生涯を通じて、県民が等しく、文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができる環境の整備が図られなければならない。

4 文化の推進に当たっては、本県の文化に対する県民の理解と関心を深めるとともに、文化を通じて、県民が郷土への誇りと愛着を持つことができるよう、及び地域社会の絆（きずな）がはぐくまれるよう考慮されなければならない。

- 5 文化の推進に当たっては、本県の風土及び歴史に培われてきた特色ある文化が、県民の共通の財産であるという認識の下、その多様性が尊重されるとともに、将来の世代に着実に継承されるよう考慮されなければならない。
- 6 文化の推進に当たっては、本県の文化が国内外に広く周知されることが地域及び経済の活性化にとって重要であることに鑑み、本県の文化の積極的な発信及び文化を通じた多様な交流の拡大が図られるよう考慮されなければならない。
- 7 文化の推進に当たっては、文化により生み出される多様な可能性を地域及び経済の活性化に生かすことを旨として、文化の固有の意義及び価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 8 文化の推進に当たっては、県民、文化の推進を図るために文化活動を行う者及び団体（以下「文化団体等」という。）、教育機関、事業者、市町村並びに県の相互の連携及び協力が図られるよう配慮されなければならない。

（県の責務）

第3条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、文化に関する施策の策定及び実施に当たっては、広く県民の意見が反映されるよう十分配慮するものとする。
- 3 県は、国及び他の都道府県と連携し、及び協力して、文化に関する施策を効果的に推進するものとする。

（県民の役割）

第4条 県民は、基本理念にのっとり、文化についての理解と関心を深めるとともに、自主的かつ主体的な文化活動を通じて、文化の推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（文化団体等の役割）

第5条 文化団体等は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的に文化活動の充実を図るとともに、文化の推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（教育機関の役割）

第6条 教育機関は、基本理念にのっとり、子どもの感性及び創造性をはぐくむことができるよう、文化に親しむ機会の創出に努めるものとする。

- 2 教育機関は、人材育成、調査研究その他の教育研究活動を通じて、文化の推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、文化についての理解と関心を深めるとともに、その事業活動における文化活動への参画又は支援を通じて、文化の推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（市町村との連携）

第8条 県は、文化に関する施策の推進に当たっては、市町村との連携を図るとともに、市町村がその地域の特性に応じた文化に関する施策を策定し、及び実施するための助言その他の必要な協力を行うものとする。

(文化推進基本計画)

第9条 県は、文化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化に関する施策に係る基本的な計画を定めるものとする。

(推進体制の整備)

第10条 県は、文化に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第11条 県は、文化に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第2章 文化に関する基本的施策

第1節 文化の振興等

(芸術の振興)

第12条 県は、文学、音楽、美術、書道、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。）その他の芸術の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化等の振興)

第13条 県は、華道、茶道その他の生活に係る文化、囲碁、将棋その他の国民的娯楽及び講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能等の継承及び発展)

第14条 県は、雅楽、能楽、歌舞伎その他の伝統芸能及び年中行事、民俗芸能その他の地域の伝承文化の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(特色ある文化の継承及び発展)

第15条 県は、本県の精神文化（自然を尊び、自然に感謝する心が生み出した文化をいう。）、舟運により築かれた文化、伝統的な技術又は技法等による伝統工芸、地域の豊かな食文化その他の本県の特色ある文化の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第16条 県は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）が、適切に保存され、及び活用されるよう、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(デザインの保存及び活用)

第17条 県は、服飾、家具、工芸品、建築その他の物件が持つ文化的価値が高いデザインの保存及び活用を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

第2節 文化に親しむ環境づくり

(県民の文化に親しむ機会の充実)

第18条 県は、広く県民が文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(文化施設の充実及び活用促進)

第19条 県は、美術館、博物館、文化ホールその他の文化施設の充実及び活用の促進を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(事業者による文化活動等の促進)

第20条 県は、事業者が事業又は社会貢献の一環として行う文化活動及び文化活動に対する支援を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(文化情報の収集及び提供)

第21条 県は、本県における文化活動の促進を図るため、文化に関する情報を収集し、及び提供するものとする。

第3節 文化をはぐくむ人づくり

(県民の文化発信力の向上)

第22条 県は、県民が郷土への誇りと愛着を持って本県の文化について発信できるよう、本県の文化に関する普及啓発、郷土の歴史及び文化を学ぶ機会の創出その他の本県の文化に対する県民の理解と関心を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(子どもの創造性等の育成)

第23条 県は、子どもの創造性及び感性並びに郷土への誇りと愛着をはぐくむため、幼少期から文化を鑑賞し、及び体験する機会を創出することその他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者及び障がい者の文化活動の促進)

第24条 県は、高齢者及び障がい者が、積極的に文化活動に参画することができるよう、環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化の担い手の育成及び確保)

第25条 県は、創造的な文化活動を行う者、文化の継承活動を行う者、文化活動について指導を行う者、文化活動に関する企画又は制作を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化の担い手の育成及び確保に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項に規定する文化の担い手が行う文化活動を支援するため、文化に関するボランティア活動の推進を図るよう努めるものとする。

(顕彰)

第26条 県は、文化活動で顕著な成果を収めた者及び文化の推進に寄与した者を顕彰するものとする。

第4節 文化を活用した社会づくり

(文化の活用による地域の活性化)

第27条 県は、文化の活用による地域の活性化を図るため、地域住民が主体となって取り組む文化を通じたまちづくりその他の活動の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(文化の活用による経済の活性化)

第28条 県は、文化の活用による経済の活性化を図るため、伝統工芸、食文化その他の文化を生かした産業の振興の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(文化の活用による観光振興)

第29条 県は、国内外からの来訪者の拡大を図るため、本県の特徴ある文化の観光資源としての活用の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(文化に関する情報発信及び交流の推進)

第30条 県は、第27条から前条までの施策を効果的に推進するため、本県の文化に関する情報を国内外に向けて積極的に発信するとともに、文化に係る交流の推進に必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。